

「山口県新型コロナウイルス感染症対策本部」

第21回本部員会議

日時：令和3年4月16日(金) 15:00～

場所：県庁4階 共用第1会議室

< 次 第 >

1 開会

2 議題

(1) 現在の発生状況について

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る本県の対処方針について

(3) ゴールデンウィークにおける帰省者等への注意喚起について

(4) その他

3 閉会

<配布資料>

資料1 現在の発生状況について

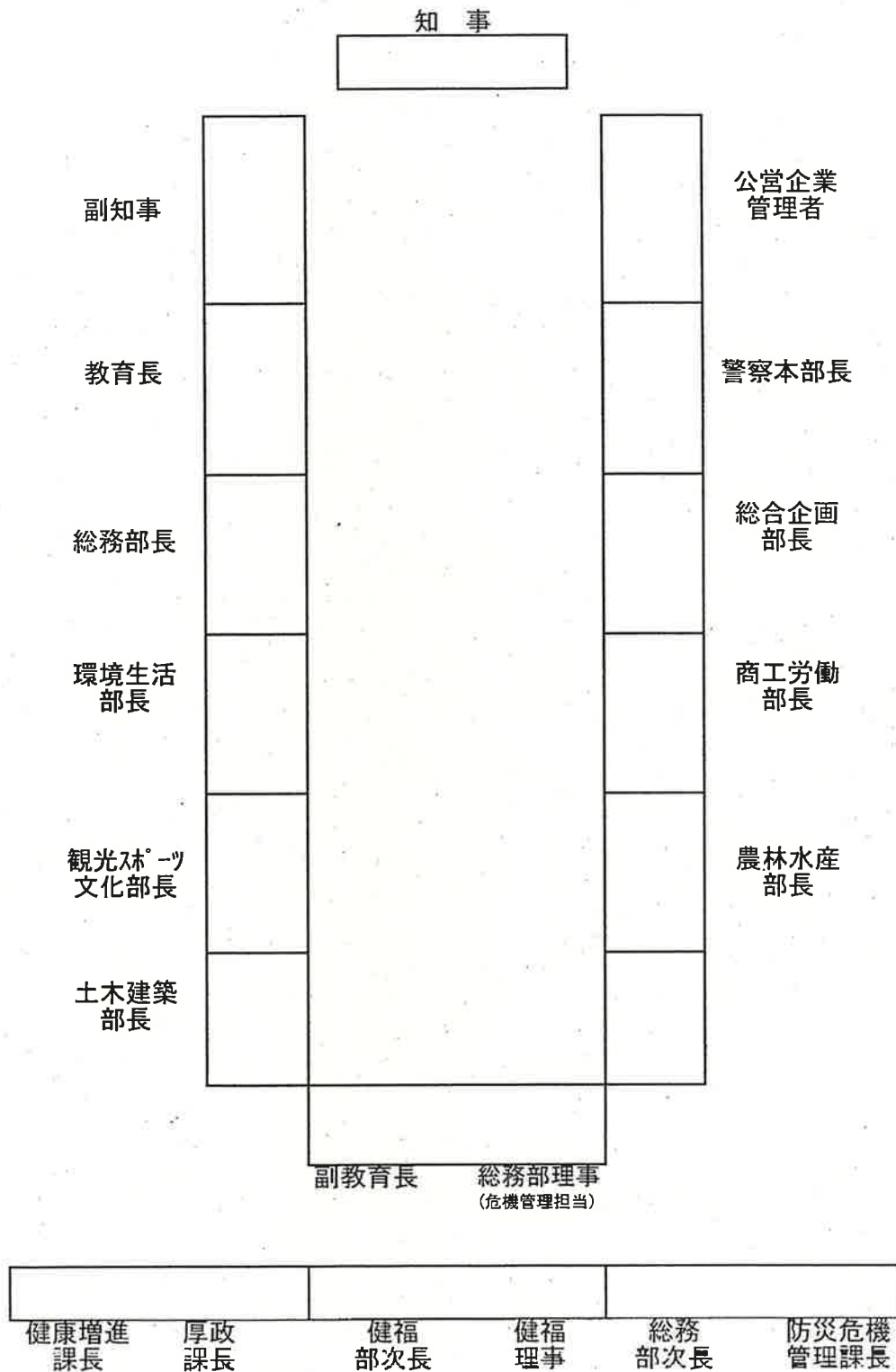
資料2 新型コロナウイルス感染症に係る対処方針について

資料3 ゴールデンウィークにおける帰省者等への注意喚起について

資料4 県民の皆様・企業の皆様へのお願い

山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第21回本部員会議 配席図

日時：令和3年4月16日(金)15:00～
場所：県庁4階 共用第1会議室



山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第21回本部員会議

日時：令和3年4月16日(金) 15:00～

場所：県庁4階 共用第1会議室

1 本部長 知事

2 副本部長 副知事

3 本部員

部局名	本部員
総務部	総務部長 総務部理事（危機管理担当）
総合企画部	総合企画部長
環境生活部	環境生活部長
商工労働部	商工労働部長
観光スポーツ文化部	観光スポーツ文化部長
農林水産部	農林水産部長
土木建築部	土木建築部長
企業局	公営企業管理者
教育庁	教育長 副教育長
警察本部	警察本部長

現在の発生状況について

1 全世界及び日本国内の発生状況 ※厚生労働省公表数字

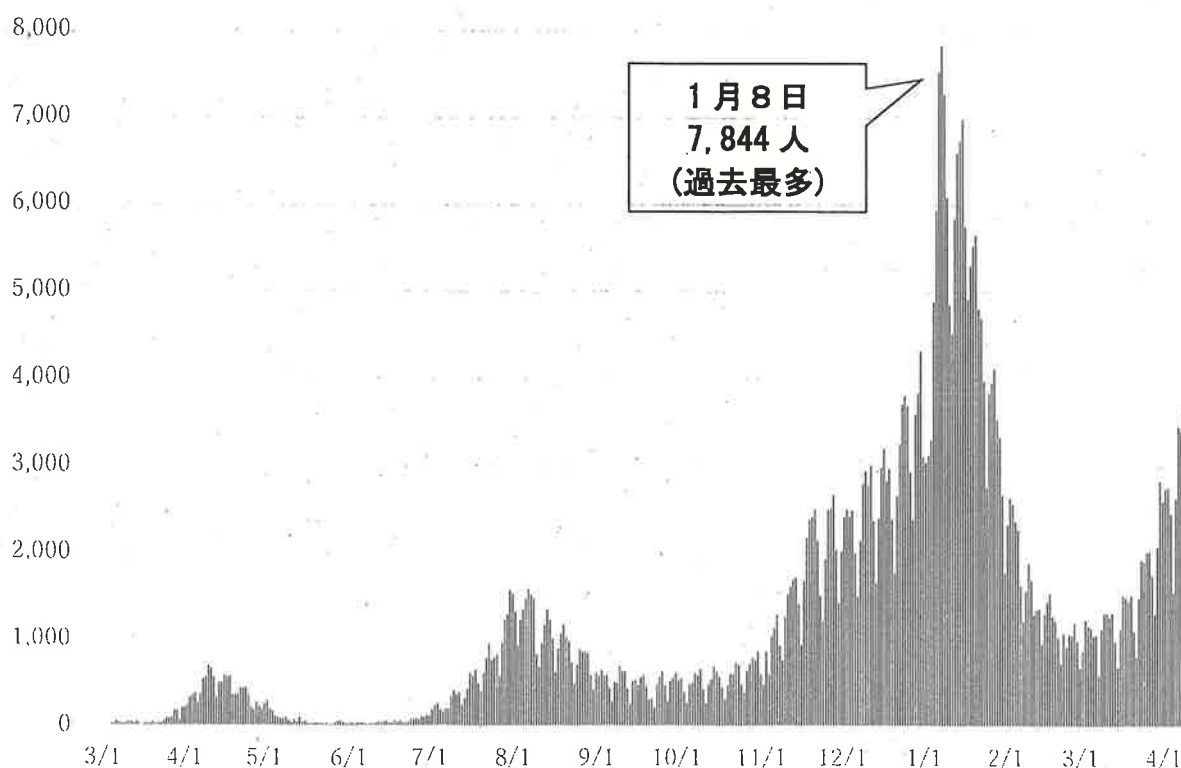
(1) 全世界 (4/15 15:00 現在) 【日本を除く】

感染者数	死亡者数	※感染者の多い国 米国(31,421,325)、インド(14,074,564)、 ブラジル(13,673,507)、フランス(5,210,772)
137,742,530	2,963,146	

(2) 日本国内 (4/15 0:00 現在) (人)

	PCR 実施 人数	陽 性 者 数	入 院 治 療 を 要 す る 者 (内数) (重症者)	退 院 又 は 療 養 解 除 者 の 数	死 亡 者 数	確 認 中
① 国内発生 (③除く)	10,054,941	513,569	32,198 (631)	471,170	9,497	1,062
② 空港検疫	614,457	2,537	149 (0)	2,385	3	0
③ チャーター機	829	15	0 (0)	15	0	0
合計	10,670,227	516,121	32,347 (631)	473,570	9,500	1,062

全国の新規感染者の推移



2 本県の状況 (4/16 15:00 時点)

(1) 感染者数等

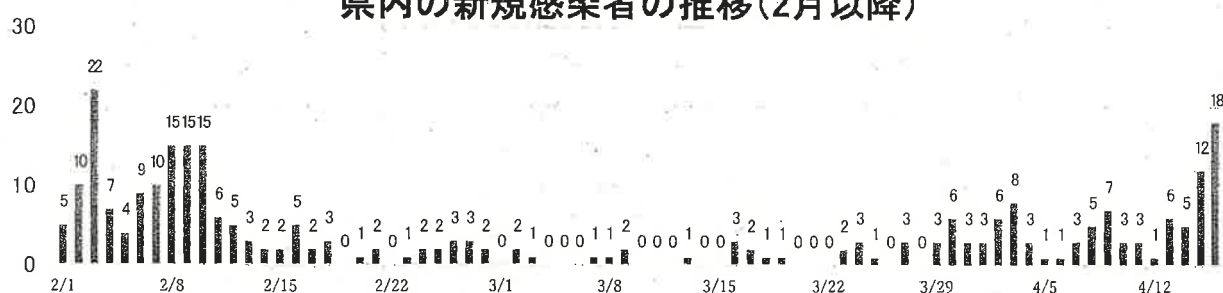
感染者数：1,503 人 (うち死亡 43 人) [入院：62 人 宿泊：8 人]

(2) 市町別感染者数

下関	242	宇部	289	山口	152	萩	6	防府	82
下松	46	岩国	216	光	18	長門	13	柳井	9
美祢	12	周南	253	山陽小野田	103	周防大島	2	和木	10
上関	5	田布施	10	平生	0	阿武	0	県外	35

※県外在住者については、これまでの帰省先等による市町別では区分が困難となる事例が生じていることから、11/5 以降は「県外」欄を設けて集計。※～11/4 県内：207 人 県外：17 人

県内の新規感染者の推移(2月以降)



(3) PCR等検査 (R2. 2. 15~R3. 4. 11)

累計 74,020 件 (4/5~4/11 実績 2,818 件)

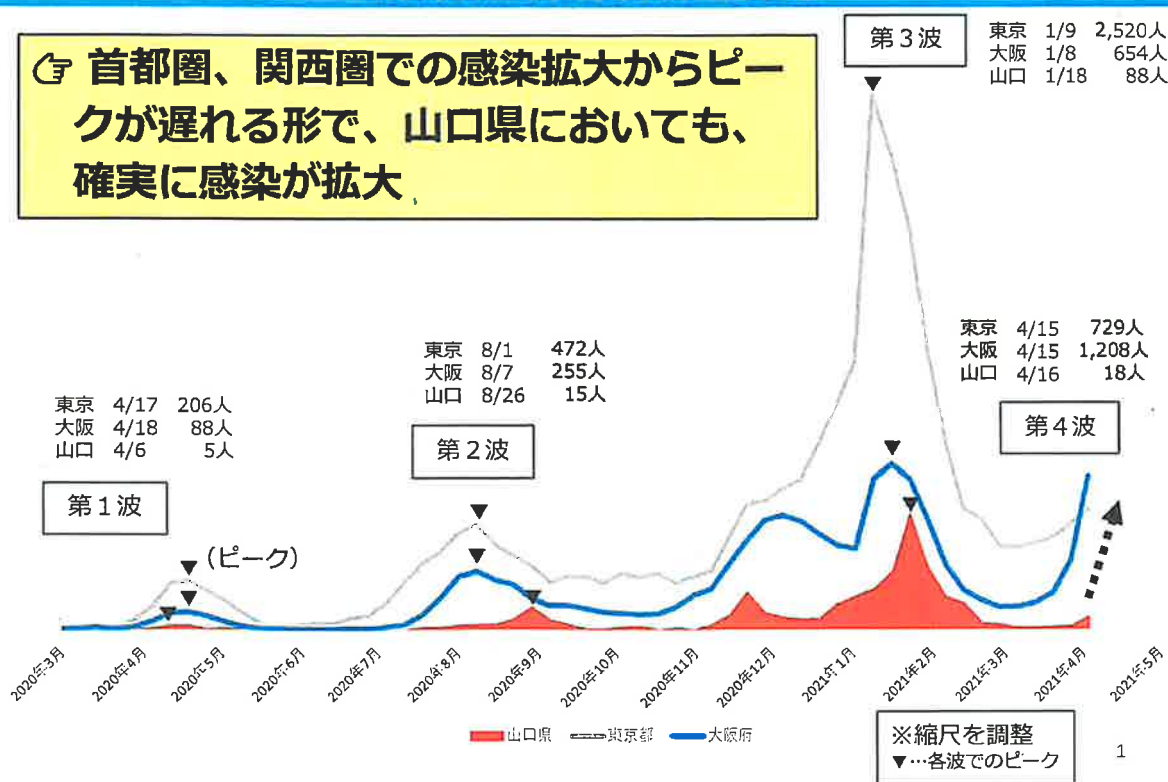
(4) モニタリングの状況

指標	現状値 (県)	(参考) 国分科会が示す 目安の本県への当てはめ	
		ステージ3	ステージ4
① 稼働病床数 ※病床稼働率 (うち、重症者用病床)	4/16 62 床 ※12.9% (重症 0 床)	96~239 床 確保病床数×20% (480 床)	240 床以上 確保病床数×50% (480 床)
② 療養者数(入院者数・宿泊療養者数等 を合わせた数)	4/16 70 人	272~406 人 10 万人対 20 人以上	407 人以上 10 万人対 30 人以上
③ 直近 1 週間の PCR 検査等陽性率	4/5~4/11 0.82% ($\frac{23}{2,818}$)	5%以上	10%以上
④ 直近 1 週間の新規感染者数 【人口 10 万人当たり】	4/10~4/16 48 人【3.5 人】	200~339 人/週 【15~24 人】 10 万人対 15 人以上	340 人以上/週 【25 人以上】 10 万人対 25 人以上
⑤ 直近 1 週間の新規感染者数の増 加比(その前 1 週間との比較)	4/10~4/16 1.7 ($\frac{48}{28}$)	直近 1 週間がその前 1 週間より 多い(1.0 超)	
⑥ 感染経路不明な者の割合	4/10~4/16 25.0% ($\frac{12}{48}$) ※調査中含む	50%以上	

3 県内の感染状況の傾向

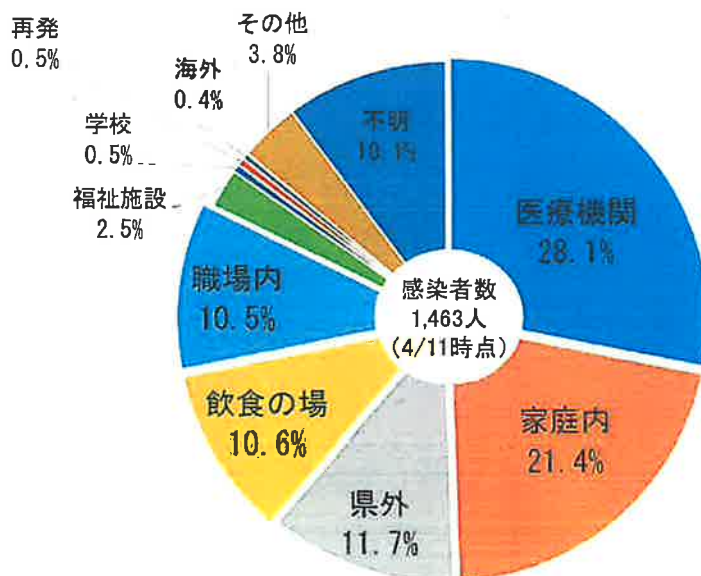
新規感染者数の推移

首都圏、関西圏での感染拡大からピークが遅れる形で、山口県においても、確実に感染が拡大



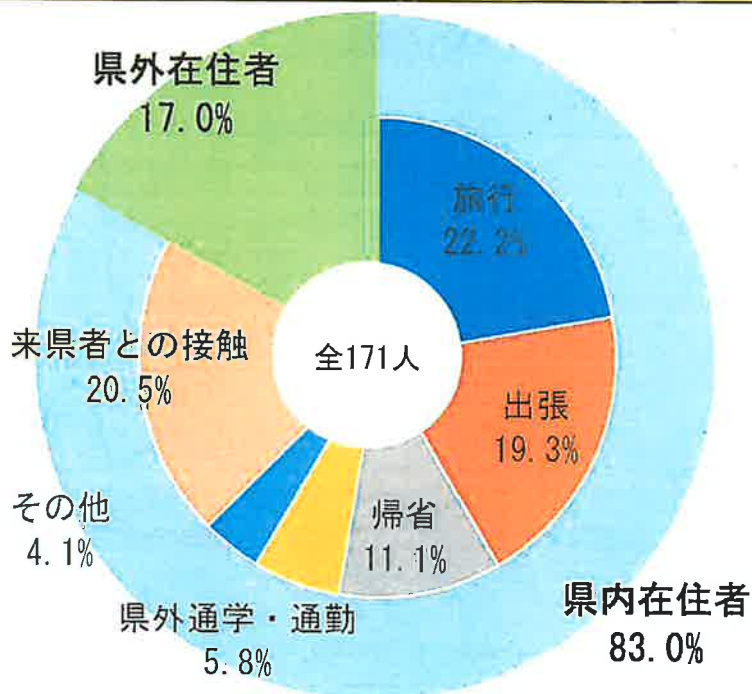
感染経路(推定)

クラスターに起因し、医療機関での感染が最多であるが、家庭内(約21%)、県外(約12%)、飲食の場(約11%)の割合が高い



県外に由来する感染の原因

☞ 県外に由来する感染の多くは、出張や旅行、帰省など、県外での行動に起因



3

変異株の発生状況(3/28~4/14)

- これまで27件の発生を確認
- 行動歴等から17件が関西由来と判断
- 週単位の変異株の割合は上昇傾向

区分	陽性者数	変異株陽性者数	変異株割合
3/23~3/29	12	2	16.7%
3/30~4/5	30	8	26.7%
4/6~4/12	23	10	43.5%
4/13~4/14 (2日間)	12	7	58.3%

- ゲノム解析の結果が判明した9件はいずれも英国型

4

新型コロナウイルス感染症に係る対処方針について(案)

令和 3 年 4 月 1 6 日
山口県新型コロナウイルス
感染症対策本部
(危機管理チーム)

新型インフルエンザ等特別措置法（以下「特措法」という。）第 32 条第 3 項に基づく緊急事態措置について、3 月 2 1 日をもって全ての都道府県で解除された。

その後、感染の再拡大を防止する必要性が高いこと等から、特措法第 31 条の 4 第 1 項に基づくまん延防止等重点措置について、4 月 1 日に 3 府県（大阪府、兵庫県及び宮城県）を区域とし、4 月 5 日から 5 月 5 日までを期間として決定された。4 月 9 日には、3 都府県（東京都、京都府及び沖縄県）を区域に加え、東京都が 4 月 1 2 日から 5 月 1 1 日まで、京都府及び沖縄県が 4 月 1 2 日から 5 月 5 日までを期間として決定された。

本県においては、政府が決定したまん延防止等重点措置の区域との不要不急の往来を極力控えるよう県民に要請するとともに、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の実践を前提として、国や市町等との連携・協力の下、感染拡大防止と社会経済活動の維持との両立に向けた取組を推進する。

1 都道府県に求められる措置等の概要

4 月 9 日のまん延防止等重点措置区域の変更等に伴い、国の基本的対処方針が変更された。

＜まん延防止等重点措置の区域及び期間＞

区 域	期 間
大阪府、兵庫県、宮城県	4 月 5 日～5 月 5 日
東京都	4 月 1 2 日～5 月 1 1 日
京都府、沖縄県	4 月 1 2 日～5 月 5 日

【国の基本的対処方針等による主な取組(緊急事態宣言等が発出されていない区域)】

- 「新しい生活様式」の社会経済全体への定着を図るとともに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、必要に応じて、外出の自粛、催物の開催制限、施設の使用制限等の要請等を機動的に行うこと。
- 帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控える等注意を促すこと。こうした対応が難しいと判断される場合は、帰省や旅行について慎重な検討を促し、特に発熱等の症状がある場合は、これらを控えるよう促すこと。
- 一定規模以上の催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求めること。
- 全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるイベントの事前相談に係る対応を行うこと。
- 事業者に対し、職場における感染防止のための取組や、「三つの密」及び「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促すとともに、業種別ガイドライン等を実践するよう働きかけること。
- 感染拡大予防ガイドラインを遵守している店舗に対しステッカー等を配布して表示する仕組みについて、各地方自治体での導入検討や、既に導入している地方自治体における制度の普及促進を図ること。
- 飲食店等の営業許可の申請・更新等の機会を活用し、地方自治体の窓口等において事業者に対しガイドラインを配布し周知を図ること。
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく通常の立入検査時において、衛生管理基準の遵守徹底に加え、飲食店等がテナントに含まれている場合に、特定建築物所有者等に対しガイドラインを配布し周知を図ること。
- 「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼すること。

- 感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、住民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけること。
- 感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行い、分科会の提言で示された指標を目安としつつ総合的に判断し、各ステージにおいて「講ずべき施策」等を踏まえ、地域の実情に応じて、迅速かつ適切に特措法第24条第9項に基づく措置等を講じるものとする。

2 本県の対処方針

国の基本的対処方針及び山口県新型コロナウイルス感染状況モニタリング会議の意見等を踏まえ、以下のとおり対応する。

(1) 県民への協力要請

- 政府が決定したまん延防止等重点措置の区域との往来は、不要不急のものを極力控えるとともに、やむを得ず往来をする場合は、感染防止対策を徹底し、移動先の自治体が発する外出・移動の自粛や営業時間短縮等の要請に従うよう要請。
- その他の県境をまたぐ移動は、移動先の地域の感染拡大の状況や自治体が発する情報に留意して、慎重に判断するとともに、移動する場合には、万全の感染防止対策を講じるよう要請。
- 手洗いの励行、「密閉・密集・密接」のいわゆる「三つの密」を避ける、人と人との距離をとるなど、感染拡大を予防する「新しい生活様式」等を活用した感染防止対策の徹底。
また、感染リスクが高まる5つの場面（「飲酒を伴う懇親会等」、「大人数や長時間におよぶ飲食」、「マスクなしでの会話」、「狭い空間での共同生活」、「居場所の切り替わり」）に特に注意するよう呼びかけ。
- 新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店などの感染防止対策に取り組む飲食店の利用を呼びかけるとともに、飲食店から求められる感染防止対策への協力を要請。

(2) 事業者・関係団体への協力要請

- 政府が決定したまん延防止等重点措置の区域への不要不急の出張などを極力控えるよう働きかけ。
- 時差出勤・在宅勤務(テレワーク)等による3密回避など、感染拡大を未然に防止する対策の徹底。
- 感染拡大予防と社会経済活動の維持との両立に向け、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、事業者が提供するサービスに応じた具体的な感染予防策の実践。
- 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策に取り組む飲食店に対し、新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店のポスターを配付するとともに、県ホームページで取組内容等を周知。
- 飲食店等でクラスター(集団感染)が発生するなど、感染拡大の恐れがある事態が発生した場合は、関連地域・業種での迅速な実態把握と営業時間短縮の要請等の対策を検討。

(3) 学校等の対応

ア 公立学校(幼小中高特)

- 子どもたちの学びを保障するために、感染拡大防止に最大限の対策を講じた上で、学校教育活動を継続して実施。
- 市町立の小・中学校、幼稚園及び幼稚園型認定こども園等においては、各地域の実情に応じて、学校教育活動を実施。
- 特に、集団感染のリスクがある、寮・寄宿舎については、感染症対策を徹底。
- 感染症に対する誤解や偏見に基づくいじめや差別を防ぐための啓発活動を強化。

イ 私立学校(幼中高、専修・各種学校)

- 県立学校の対応を踏まえ、各校の実情に応じて、学校教育活動を実施。

ウ 保育所等

- 感染の予防に留意した上で、全ての保育所及び認定こども園（幼保連携型、保育所型）において、開所を継続。

(4) 県有施設、県主催イベント等の取扱い

- 県有施設の運営や県主催イベントの開催に当たっては、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、施設やイベントごとに適切な感染防止対策を徹底。
- 国の定める一定規模以上の催物等の開催について、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期。

<催物等開催基準>※国事務連絡より抜粋

時期	収容率	人数上限
9月19日～ 4月30日	・大声での歓声・声援等がないことが前提としうるもの(クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、展示会等) 100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人
	・大声での歓声・声援等が想定されるもの(ロックコンサート、スポーツイベント) 50%以内 (席がない場合は十分な間隔)	※収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度

※ 飲食を伴うイベントについては、原則「大声での歓声・声援等が想定されるもの」に区分されるが、映画館などイベント中に発声がないものに限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱うことが可能な場合あり。

- 各部局及び市町を通じて、関係する施設管理者やイベント主催者等に対し、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な感染防止対策を講じるよう周知。
- 全国的な移動を伴うイベント又はイベントの参加者が1,000人を超えるイベントの事前相談に対応。
- 県内で感染拡大の傾向が見られる場合には、関係市町と十分協議の上、対応を判断。

- 観光振興については、観光施設等の感染防止対策を講じるとともに、旅行者には「新しい旅のエチケット」の実践を促しながら、取組を実施。

(5) 感染状況等の継続的な監視等

- 県内の感染状況を把握するため、専門家で構成する「山口県新型コロナウイルス感染状況モニタリング会議」を設置し、分科会の示す目安を参考に継続的にモニタリングを行い、感染状況のステージを総合的に判断。
- 3密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生することで、医療提供体制への負荷が増加し、分科会の示すステージⅢへの移行が見込まれる場合、県民への外出自粛要請等の措置を検討。

<分科会の示すステージの指標>

	項目	ステージⅢの指標	ステージⅣの指標
医療提供体制等の負荷	①医療の逼迫具合		
	・入院医療 確保病床の使用率	<u>20%以上</u>	50%以上
	<u>入院率</u>	<u>40%以下</u>	<u>25%以下</u>
	・重症者用病床 確保病床の使用率	20%以上	50%以上
	②療養者数	<u>20人</u> /10万人以上	<u>30人</u> /10万人以上
感染の状況	③PCR陽性率	<u>5%以上</u>	10%以上
	④新規陽性者数	15人/10万人/週以上	25人/10万人/週以上
	⑤感染経路不明割合	50%以上	50%以上

(6) 県民・事業者等への情報発信

- 感染拡大を予防する「新しい生活様式」の普及・定着及び適切な感染防止対策の徹底等について、県民や事業者等へ周知。
- 本県のモニタリング指標や全国の感染状況等を情報提供。
- 感染者や医療従事者等が差別的取扱い等を受けることがないよう、偏見・差別・誹謗中傷等の防止を呼びかけ。
- 県民や事業者等への周知・注意喚起に当たっては、県ホームページやSNS、各種メディア等を通じて、重層的に情報を発信。
- 接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード及び利用を周知。

3 感染拡大に備えた対応

(1) PCR等検査体制の強化等

- 保健所への自動遺伝子検査装置の導入や民間検査機関の活用等により、PCR等検査体制を拡充するとともに、地域の診療所等が行う抗原検査を積極的に活用。
- 診療・検査医療機関や地域外来・検査センターなど身近な場所で、相談・診療・検査が提供できる体制を整備。
- 全ての新規陽性者に対する変異株スクリーニング検査や変異株の陽性者が確認された場合の幅広い接触者調査など、変異株に対する監視体制を強化。

(2) 医療提供体制の拡充

- 重症・中等症患者向けの病床確保や、軽症者等の宿泊療養施設を確保するなど、一定の感染拡大に対応できる患者受入体制を整備。

(3) 医療用物資の安定供給

- 国が責任を持って確保する医療用物資等については、国の保有状況調査等により、医療機関の在庫状況を把握し、適切に配布するとともに、県としても、感染拡大時に医療機関等へ適切に供給できるよう、マスクや防護服等の医療用物資を備蓄。

(4) 病院・高齢者施設等における感染予防対策の徹底

- 病院・高齢者施設などで感染が発生した場合、適切な感染拡大防止対策を講じるとともに、早期の実態把握及び陽性者の入院等の迅速な対応により、クラスターの早期封じ込めを実施。
- クラスターが発生した場合、クラスター対策チーム等を派遣し、保健所との連携のもとで、施設内のゾーニングや職員等への感染対策指導、入所者の健康管理等、感染拡大防止に向けた専門的な支援を実施。
- 高齢者施設等における感染防止対策として、職員への感染対策資質向上研修や職員に対する一斉PCR等検査を、4月から6月までの3か月間、集中的に実施。

(5) ワクチンの接種体制の整備

- 新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすため、感染対策の切り札として期待の高いワクチンを、希望する方々が安全で迅速に接種できるよう、万全の接種体制を整備。
- 県民がワクチン接種に対し不安を感じることがないように、十分な情報提供やきめ細かな相談に対応。

(6) まん延防止等重点措置の要請等

- 本県の全域に感染が拡大するおそれがあり、かつ、医療提供体制に支障が生ずるおそれがあると認められる場合は、本県をまん延防止等重点措置の対象区域とする国への要請を検討するとともに、より強い感染防止措置を検討・実施。

(7) G o T o キャンペーン の 取 扱 い

- 本県の感染状況について、ステージⅢへの移行が見込まれる場合は、感染拡大地域に係る国のG o T o キャンペーン事業の適用の一時停止要請を検討するなど、各部局が連携して迅速に対応。

ゴールデンウィークにおける帰省者等への注意喚起について

1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向け、人の移動が多くなるゴールデンウィーク期間における県外からの帰省者等に対し、感染予防を推進し、命を守る行動の徹底を促すため、県内主要箇所ではポスターの掲示による注意喚起を行う。

2 実施期間

4月29日（木・祝）から随時掲示（5月9日（日）まで）

3 ポスターの掲示場所

（1）新幹線駅

5か所（新下関駅、厚狭駅、新山口駅、徳山駅、新岩国駅）

（2）空港

2か所（山口宇部空港、岩国錦帯橋空港）

（3）高速道路SA・PA

12か所（王司、伊佐、美東、湯田温泉、荷卸峠、鹿野、深谷、周防灘、佐波川、富海、下松、玖珂）

4 ポスターの内容

裏面のとおり

(案)

GW期間の感染予防対策にご協力をお願いします！

- ◎3密の回避・マスク・手洗い等を徹底し、お年寄りなどと会う時は特に注意！
- ◎大人数・長時間の会食等は避けて！
- ◎会食時でも、会話の際にはマスク！

症状が出た場合は

- 👉 外出を控え、受診・相談センター（#7700）までご相談ください。
- 👉 『お年寄りとの接触』や『会合への出席』等は絶対にやめてください。



山 口 県

県民の皆様・企業の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症については、関西のみならず全国各地において変異株が確認されるなど、全国的に感染が拡大しており、政府において、特措法に基づく集中的な対策を講じる「まん延防止等重点措置」が、感染者が多数発生し、医療提供体制のひっ迫が懸念される東京、大阪、兵庫など 6 都府県に適用されたところです。

本県においても、感染者の発生が増加傾向に転じており、これから、人の移動が多くなるゴールデンウィークの時期を迎えることから、県内での感染が拡大しないよう、最大限の注意を払って対応していく必要があります。

県民の皆様、企業の皆様には、感染の再拡大防止に向け、以下の取組に、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

<県境をまたぐ移動についての注意>

- ◎ 政府が決定した「まん延防止等重点措置」の区域との往来については、不要不急のものを極力控えるとともに、やむを得ず往来をする場合は、感染防止対策を徹底し、移動先の自治体が発する外出・移動の自粛や営業時間短縮等の要請に従うようお願いいたします。
- ◎ その他の県境をまたぐ移動は、移動先の地域の感染拡大の状況や自治体の発する情報に留意して、慎重に判断いただくとともに、移動される際には、万全の感染防止対策を講じてください。

<感染予防対策の徹底>

- ◎ 感染拡大を防ぐためには、皆様お一人おひとりの行動が最も重要です。「新しい生活様式」を実践いただき、3密を避け、「マスクの着用」、「手洗い」、「感染リスクが高まる「5つの場面」に注意する」など、引き続き、基本的な感染予防対策の徹底をお願いいたします。
- ◎ 会食の際には、新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店など、感染防止対策に取り組む飲食店を利用するとともに、飲食店から求められる感染防止対策への協力をお願いいたします。
- ◎ 事業者の皆様においては、業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」に基づく感染防止対策を引き続き徹底してください。

<ゴールデンウィーク期間中の帰省等や外出にあたっての注意>

- ◎ 政府が決定した「まん延防止等重点措置」の区域への帰省や旅行などは、極力控えてください。
- ◎ 政府が決定した「まん延防止等重点措置」の区域から、本県への帰省や旅行などをお考えのご家族やご親戚などがいらっしゃる場合は、不要不急の帰省等を極力控えるよう促し、やむを得ず来県される場合は、来県前の2週間は体調管理に努めるとともに、不要不急の外出を控えるなど、慎重に行動するよう、強く呼びかけてください。
- ◎ 大人数・長時間での会食には特に注意するとともに、会話の際にマスクを着用するなど、感染防止対策を徹底してください。
- ◎ 発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、外出を控え、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター等に相談してください。

<感染された方等への差別・偏見の防止>

- ◎ 感染者自身のほか、最前線で治療にあたる医療従事者、感染者が発生した団体に属する方、県外との往来のあった方や外国人等に対する誹謗中傷や差別は絶対にやめてください。
- ◎ また、公的に出される情報を確認して、根拠のない情報やうわさ話などに惑わされないよう注意をお願いします。

令和3年4月16日

山口県知事 村岡 嗣 政